放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（設備に関する報告） **第百二十七条**　認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備の状況について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第八十四条の二に規定する電磁的記録をいう。）を含む。第百五十九条において同じ。）を総務大臣に提出しなければならない。 ［一～三　略］ **別表第二十八号**（第127条関係） 基幹放送設備の状況報告書 年　月　日 総務大臣　殿 郵便番号 住所 （ふりがな） 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 認定番号 放送法施行規則第127条の規定により、　年４月１日から　年３月31日までの基幹放送設備の状況を、次のとおり報告します。 ［表略］ ［注１～注７　略］ **別表第二十九号**（第127条関係） 特定地上基幹放送局等設備の状況報告書 年　月　日 総務大臣　殿 郵便番号 住所 （ふりがな） 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 免許番号（親局の免許番号を記載すること。）	（設備に関する報告） **第百二十七条**　認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、毎年四月から各六箇月までの期間ごとにその期間中における基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備の状況について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を総務大臣に提出しなければならない。 ［一～三　同上］ **別表第二十八号**（第127条関係） 基幹放送設備の状況報告書 年　月　日 総務大臣　殿 郵便番号 住所 （ふりがな） 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 電話番号 認定番号 放送法施行規則第127条の規定により、　年　月　日から　年　月　日までの基幹放送設備の状況を、次のとおり報告します。 ［表同左］ ［注１～注７　同左］ **別表第二十九号**（第127条関係） 特定地上基幹放送局等設備の状況報告書 年　月　日 総務大臣　殿 郵便番号 住所 （ふりがな） 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 電話番号 免許番号（親局の免許番号を記載すること。）